

令和4年度 第12回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和4年3月10日 午後3時00分

3. 場 所 生涯学習センター ホール

4. 議 題 議案第38号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第39号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定
について（諮問）

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 山内 亮一	2 番 長野 和代	3 番 中村 幸信
4 番 松本 茂	5 番 平井 豪	6 番 奥名 政成
7 番 清住 昇	8 番 佐藤 礼治	9 番 福永 浩紀
10 番 岡本 篤幸	11 番 五嶋 靖	12 番 中村 峯子
13 番 島津 和徳	14 番 本田 廣正	

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	田上 安幸	河嶋 隆雄
本田 忠文	坂本 秀孝	坂本 導成
上村 敦之		

7. 欠席委員

井上 良治	志垣 保博	伊佐 浩二
緒方 寛二		

8. 議事録署名人

5 番 平井 豪
6 番 奥名 政成

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲、今村 優香、川端 勵志

会 議

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事

事務局長 皆さん、こんにちは。

定刻よりも若干早いですけれども、ただいまから総会を始めたいと思います。先ずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。それでは、ただいまから令和3年度第12回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。まずは会長に挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶

事務局長 はい。ありがとうございました。それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 はい。それでは本日はですね、5番委員の平井委員と、それから6番委員の奥名委員のほうをお願いをいたします。

事務局長 はい。それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 はい。それでは議案審議に入ります。議案第38号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは1ページをお願いいたします。

議案第38号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。令和4年3月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい。それでは、審議に入りたいと思います。2ページをお願いします。番号1番について、7番委員の清住委員から説明をお願いします。

7 番 はい。7番委員の清住です。では、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

以上です。

会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスク

リーンで説明します。まず、こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらに木村のあられさん、こちらにネッツトヨタさんがあります。申請地はネッツトヨタさんから南に約300メートル、元白旗の元白旗第一に1筆と、同じくネッツトヨタさんから南西に約330メートル、元白旗第二に1筆あります。場所の説明は以上です。

会 長 はい。続きまして、7番委員の清住委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

7 番 はい。7番委員の清住です。今回の申請は、申請人が耕作できないため、申請地の近くで米を作られている相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、申請地には米の作付を計画されています。農地を効率的に利用することに、問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が6,166平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明終わります。

会 長 はい。現地調査を行っていますので、3番委員の中村委員から説明をお願いします。

3 番 はい。3番委員の中村です。先月の2月28日に会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字白旗にある田2筆です。申請地には、米の作付を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 はい、ありがとうございました。ただいま、3番委員の中村委員から現地調査の報告。また、7番委員の清住委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。はい。山内委員、どうぞ。

1 番 この方は、市内のほうから入ってきよらすとですか、それとも、こっちに納屋とか何か借りて、何か近くにおられるんでしょうか。

会 長 事務局、よろしいですか。はい、どうぞ。

事務局 譲受人の方は同じ白旗地区に農地を4反ちょっと所有されていて、熊本市内の自宅のほうから通って耕作されています。農機具も甲佐のほうにあるというふうに関

- ております。
- 1 番 親戚がある。
- 事務局 親戚がいるかどうかまではすみません、ちょっと分かりません。
- 1 番 年齢が83としてあるもんだけですね、ほんなこつかいなと思って。今、小麦も植えてあるけん、それも隠れてしとらすとでしようね。はい、よかです。
- 会 長 もともと山出の。
- 1 番 とは思いますが。
- 会 長 よろしいですね。ほかに何か御意見ございませんか。
- 1 番 確認で。
- 会 長 はい。ほかになれば採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。
(挙手の確認)
- はい、全員賛成と認めます。番号1については、原案どおり許可することに決定いたします。
- 続きまして、番号2番について審議したいと思います。6番委員の奥名委員から説明をお願いします。
- 6 番 はい。6番委員の奥名です。では、説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 以上です。
- 会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 はい。それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが国道443号線です。こちらが県道宇土甲佐線、こちらが甲佐大橋になります。申請地は国道443号線と県道宇土甲佐線の交差点から北に約250メートル、糸田の中川原に1筆と、同じく交差点から北東に約320メートル、早川の下小塚に1筆ございます。以上で説明を終わります。
- 会 長 はい。続きまして、6番委員の奥名委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。
- 6 番 6番委員の奥名です。今回の申請は、申請人が高齢で耕作できないため、相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。
- ①については、取得する農地に小作契約はありません。
- ②については、トラクター等を所有しており、申請地には米の栽培を計画されていきます。農地を効率的に利用することに、問題ないと思われます。
- ③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が8,772平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っております。4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 はい。4番委員の松本です。先月の2月28日に会長、中村幸信委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請された農地は、大字糸田字中川原にある田1筆と、大字早川字下小塚にある田1筆です。申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 はい、ありがとうございます。ただいま、4番委員の松本委員から現地調査の報告。また、6番委員の奥名委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

はい。質問もないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

はい、全員賛成と認めます。番号2については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号3番と番号4番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。8番委員の佐藤委員から説明をお願いします。

8 番 8番委員の佐藤です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい、それでは説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが国道443号線です。こちらが安津橋、こちらに星の川団地、こちらが甲佐中学校になります。申請地は国道443号線の有安の西側に3筆点在しています。場所の説明は以上です。

会 長 はい。続きまして、8番委員の佐藤委員から、農地の耕作賃借権設定の5年について農地法上問題がないかを説明をお願いします。

8 番 8番委員の佐藤です。今回の申請は、申請人が高齢であること、町外に住んでおり

耕作できないことを理由に、相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、申請地には米の栽培を計画されてます。農地を効率的に利用することに問題ないと思われれます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われれます。

⑤については、取得後の耕作面積が19,525平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われれます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っておりますので、3番委員の中村委員から説明をお願いします。

3 番 はい。3番委員の中村です。先月の2月28日に会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字有安字西川原にある田3筆です。申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま、3番委員の中村委員から現地調査の報告。また、8番委員の佐藤委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明ありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。はい。質問もないようでございます。それでは、採決を行ないます。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号3番、番号4番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

はい。それでは次に5条関係に入ります。議案第39号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、6ページをお願いいたします。議案第39号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。令和4年3月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、7ページをお願いします。議案第39号、

農地法第5条許可申請書審議調書の番号1についてを審議したいと思います。それでは、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 はい。4番委員の松本です。それでは、番号1番について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 はい。続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは御説明申し上げたいと思います。地図につきましては、8ページに添付しておりますけれど、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。まず、右真ん中、こちらのほうに安津橋がございます。そしてその先に星の川団地、そして県道の今吉野甲佐線をずっと上りられまして、乙女小学校のほうに向かいま
す途中、交差点からすぐのところ、こちらのほうに申請地がございます。場所につ
きましては星の川団地より西へ約795メートルの位置にある農地でございます。以
上、説明を終わります。

会 長 はい。続きまして、転用申請に係る可否の判定について、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 はい。4番委員の松本です。それでは説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人
から農地を無償で譲り受け、自己所有の自宅を建設するために転用申請するもので
す。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題が
ないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る
可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農
地のため第一種農地に該当します。第一種農地は転用を原則としてできませんが、
集落に接続しているため、例外的に転用は可能と思われます。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画書、住宅ローン事前調査終了書を添付されているため、事
業の実現性については問題ありません。

④については、現地盤を補強し、整地するとされており、土砂の流失や隣接する農
地に支障を及ぼす恐れはありません。

⑤については、問題がないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っております。3番委員の中村幸信委員から説明をお願いしま

す。

3 番 はい。3番委員の中村です。先月の2月28日に会長、松本委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、大字船津字松本にある農地で、農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、集落に接しているため、例外的に転用は可能と思われます。今回の転用申請では、現地盤を補強し、整地するとされており、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま、3番委員の中村委員から現地調査の報告。また、4番委員の松本委員から、転用申請に係る可否の判断である、農地法第4条第6項第1号ロに該当するものの、例外規定に該当するとの説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。はい。佐藤委員、どうぞ。

8 番 すみません、一応、無償ということで人間関係あたりが分かれば。

会 長 事務局、よろしいですか。

4 番 じゃあ、私から。

会 長 松本委員から。

4 番 この譲受人の方は譲渡人の娘さんを奥さんにもろとられて、義理の息子ということで。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。何か親戚が。ほかに何かございませんか。

はい。ほかにはないようでございますので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付けて県のほうへ送付をいたします。

続きまして、議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、9ページをお願いいたします。議案第40号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。令和4年3月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。次の10ページをお願いいたします。甲農第1838号、令和4年2月28日、甲佐町農業委員会会長 岡本篤幸様、甲佐町長 奥名克美。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(諮問)。農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針によ

り、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。次の11ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和3年度第12回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。賃借権の再設定について、6年の田が4筆の3,739平米のみとなります。賃借権の新規については3年の田が1筆の223平米、5年の田が5筆の6,988平米、5年の畑が1筆の708平米、10年の田が9筆の6,299平米、10年の畑が12筆の9,033平米となります。使用貸借権の再設定、新規はございません。このため、今回の利用権設定の合計は、田が19筆の17,249平米、畑が13筆の9,741平米となります。その他、所有権移転については、田が2筆の1,812平米、畑が2筆の2,428平米となります。委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は、事務局から説明いたします。以上です。

会 長 はい。それでは、12ページをお願いします。議案第40号、農業経営基盤強化促進法の規程による農地利用集積計画についてを審議します。番号1番と番号2番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置について、15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらにダイハツさんがあります。申請地はダイハツさんから南に約150メートル、芝原第一に2筆と、同じくダイハツさんから南東に450メートル、芝原第一に1筆と村廻に2筆あります。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号1番、2番の相手方は認定農業者で、芝原集落で農業を頑張っておられ、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

はい。質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手の確認）

はい。全員賛成と認めます。番号1番、番号2番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号3番、番号4番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。この案件の相手方である譲受人は、農地利用最適化推進委員の河嶋委員です。

農業委員会等に関する法律等の第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条の参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

（河嶋委員の退席確認後）

はい。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置について、16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが国道443号線です。こちらが緑川団地、こちらに町の水道管理センターがございます。申請地は水道管理センターから東に約200メートル、下横田の前田に4筆ございます。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号3番、4番の相手方は認定農業者で下横田集落で農業を頑張っておられ、主に米、麦、飼料作物の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、飼料作物の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長

はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

はい。質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の確認）

はい。全員賛成と認めます。番号3番、番号4番については、原案のとおり承認をいたします。河嶋委員の入室を認めます。

（河嶋委員の入室確認後）

はい。続きまして、番号5番について審議したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置について、17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが国道443号線、こちらが日和瀬橋で、こちらに桜の丘がございます。申請地は桜の丘から北に約360メートル、西寒野の山下に1筆あります。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号5番の相手方は西寒野集落で農業を頑張っておられ、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われ

ます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい。山内委員、どうぞ。

1 番 耕作面積、まだあったろと思うばってん、どうだったですかね、確認。

会 長 耕作面積がまだあるだろうと思うということだけど。

事務局 はい。農地台帳上はこちらの面積となっております。

会 長 よろしいですか、山内委員。よろしいですか。ほかに何かございませんか。はい。ほかにはないようでございます。それでは、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号5番については、原案のとおり承認をいたします。

はい。続きまして、13ページをお願いします。番号6番から18番までは熊本県農業公社を通しての賃借です。それでは、番号6番についてを審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置について、18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが九州自動車です。こちらに緑川パーキングエリアがございます。こちらが県道小川嘉島線となります。申請地は緑川パーキングエリアから南西に約570メートル、府領の南原にあります。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号6番の相手方は認定農業者で、吉田集落で農業を頑張っておられ、主に酪農をされています。今回の申請地には飼料作物の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

はい。質問もないようでございます。それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号6番については、原案のとおり承認いたします。続きまして、番号7番から番号13番までは相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置について、19ページと20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、19ページをお願いします。こちらは県道小川嘉島線、こちらは県道宇土甲佐線、こちらにグリーンセンターがあります。申請地はこちらの集落に9筆固まっており、グリーンセンターの南東に2筆、田口の下原にございます。次に、20ページをお願いします。まず、こちらが県道御船甲佐線です。こちらは県道今吉野甲佐線で、こちらに乙女小学校、こちらに宇城鉄筋さんがございます。申請地は宇城鉄筋から南に210メートル、田口の中川原に1筆あります。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号7番から13番の相手方は嘉島町、城南町でレモンの栽培をされています。今回の申請地にはキウイ、レモン、ブドウの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。はい。佐藤委員、どうぞ。

8 番 年齢とか面積とか考えると、専業農家の方ですか。兼業。

事務局 はい。兼業農家の方です。

8 番 何ですか？

事務局 兼業農家の。

8 番 兼業ですか。

事務局 はい。

8 番 兼業農家の方が一気にこれだけ面積増やしてされるということで、無理はないわけですかね。

会 長 はい、どうぞ。

事務局 今は御家族や御友人と一緒に仕事をしながら農業もされてるんですけども、農業が軌道に乗ってきたら農業一本に絞りたいというふうに話を聞いております。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。

8 番 はい。分かりました。

14 番 こういうこと何回も私やってるんですよ。要するに、こちらのほうでね、どうしてもやりたいということで土地はないかということで、私荒れ地防止のためにこれ半分は荒れ地なんですよ。

8 番 みたいですね。

14 番 今、それをこの前、昨日ちょっと見に行ってみたんですけど、今、草を切って、火を燃やしながら広げていってられる途中です。だからのちのちはあのへんがきれい

になるというふうに考えてますんで、そういう内容です。

会 長 それで良く分かりましたね。はい、ほかに何か御意見ございませんか。現地のほうにそれぞれ農業委員さん、あるいは最適化推進委員さんいられるから、こういう案件があった場合、そういうアドバイスあると助かるですね。ほかに何か御意見ございませんか。

はい。ほかにはないようでございます。それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号7番から13番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号14から17番は、相手方が同一なので、一緒に審議したいと思えます。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置について、21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが県道稲生野甲佐線で、こちらにふれあい広場があります。申請地はふれあい広場から北東に約1,320メートル、上早川の上大谷に4筆固まっています。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号14番から17番の相手方は、新たに設立された農地所有適格法人です。主に米、野菜を作付される予定です。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい。

14 番 これ、法人ですよ。

事務局 はい。

14 番 ほかに土地はないんですかね。これで今から仕事やろうとしたらこれ大変な仕事になると思うんですよ、この面積では。これ何歳ぐらいの方かちょっと教えて欲しいですけど。

会 長 はい。事務局、そのところについて説明をお願いします。

事務局 長 ここ、今回の法人さんですけども、やつだ農園株式会社ということで、医療法人の谷田会、谷田病院、あそこが新たに農業法人を設立されてます。それについて、上早川のほうで米、野菜のほうを栽培されて、基本的にはそれを病院食であったりとか、施設あたりの食事に使いたい、安心安全、自分たちで作ったやつを使いたい

ということで今回設立された法人。

14 番 それだったら分かりますよね。だから法人だけの経営かなと思ったんですけどね。
会 長 年齢も40何歳？

事務局長 ●●さん。

事務局 44、5歳と。

事務局長 40。はい、そのくらい。今度、来週だったですかね。

14 番 ただ、農業機械まったくありませんよね、これ。

事務局長 農業機械。

14 番 うん。

事務局長 一部揃えられてると。

14 番 うん。だから相当大きな金がかかるんじゃないかなあと思うんですけどね。いいこと
とですけどね、うん。あまりにも漠然と名前が。

会 長 本田委員、よろしいですか。

14 番 はい、いいです。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

はい。ほかにはないようでございます。それでは、原案どおり決定することに賛成
の方は挙手を願います。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号14番から17番については、原案のとおり承認をい
たします。

続きまして、番号18番について審議したいと思います。この案件の相手方(譲受人)
は、農地利用最適化推進委員の上村委員が代表を務める法人です。参与の制限に該
当するため、審議が終わるまで退席を願います。

(上村委員の退席確認後)

はい。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み
上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。22ページに地図を添付しておりま
すが、前のスクリーンで説明します。こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらに木村
のあられさん、こちらにネッツトヨタさんがあります。申請地は木村のあられさん
から東に約340メートル、白旗の川田にあります。次に、相手方の状況について説明
いたします。相手方は認定農業者で、山出集落で農業を頑張っておられます。主に
米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、

集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号18番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

はい。質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手の確認）

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号18番については原案のとおり承認をいたします。上村委員の入室を認めます。

（上村委員の入室確認後）

はい。続きまして、14ページをお願いします。番号19番について審議したいと思えます。この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。23ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが国道443号線、こちらは安津橋で、県道今吉野甲佐線、こちらに星の川団地がございます。申請地は星の川団地から南に約430メートル、船津の南原に1筆と、同じく星の川団地から南西に280メートル、船津の上川原に1筆あります。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号19番について説明がありました。それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。ございませんか、発言は。

はい。それでは、質問もないようです。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手の確認）

はい。全員賛成と認めます。番号19番については原案のとおり承認をいたします。続きまして、番号20番について審議したいと思います。この案件は、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地について農地を担い手に売り渡す案件です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明をいたします。24ページに地図を添付しておりますが、

前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが国道443号線、こちらが甲佐町役場で、こちらに甲佐小学校がございます。申請地は甲佐小学校から北東に約350メートル、豊内の塘ノ内に1筆と、同じく甲佐小学校から東に約180メートル、豊内の五反田に1筆あります。最後に、相手方の状況について説明します。相手方は認定農業者で、豊内集落で農業を頑張っておられます。主に花きの栽培をされています。申請地にも花きの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号20番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

はい。質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号20番については原案のとおり承認いたします。これで、本日予定をいたしました議題はすべて終了いたしました。これで一応会議を終わります。

事務局 それでは、お疲れさまでした。これをもちまして、第12回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

5 番

6 番